

令和4年第1回臨時会

# 西川町議会会議録

令和4年 1月 17日 開会  
令和4年 1月 17日 閉会

西川町議会

## 令和4年西川町議会第1回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	3
○議案の上程	4
○提案理由の説明	4
○議案の審議・採決	5
承認第1号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認 について	6
議第1号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第7号）	9
○閉議・閉会の宣告	11
○署名議員	12

## 令和4年西川町議会第1回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和4年 1月 17日(月) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

承認第 1号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について

議第 1号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第7号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

承認第 1号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について

議第 1号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第7号)

(閉 会)

## 出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	健康福祉課長	飯野勇	君
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君	商工観光課長	土田浩行	君
建設水道課長	眞壁正弘	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
会計管理者 兼 出納室長 兼 町民税務課長	土田伸	君			
監査委員	高橋將	君			

## 事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

〔開会時刻 午前 9時30分〕

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより、令和4年西川町議会第1回臨時会を開会します。

---

◎開議の宣告

○古澤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番 佐藤耕二議員、8番 佐藤幸吉議員を指名します。

---

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

◎町長あいさつ

○古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

[小川一博町長 登壇]

○小川町長 本日、令和4年第1回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

新年早々から新型コロナウイルス感染症の第6波が押し寄せておりますが、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策の裏付けとなる国の補正予算が12月20日に可決・成立したことに伴いまして、急ぎ取り組むべき事務事業が生じてまいりましたので、本日臨時会を招集いたしましたところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、臨時会のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○古澤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

---

### ◎議案の上程

○古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

承認第1号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、議第1号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第7号）。

以上、2議案を一括して上程します。

---

### ◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

[小川一博町長 登壇]

○小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第1号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてであります。

令和3年度西川町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の

規定により、令和3年12月17日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため、提案するものであります。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,571万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,857万3,000円といたすものであります。

内容は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた、子育て世帯への臨時特別給付の経費について、対応するための補正であります。

歳出から申し上げます。第7款民生費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費3,571万5,000円を追加したものであります。

歳入につきましては、第14款国庫支出金3,571万5,000円を追加したものであります。

議第1号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算（第7号）であります。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,299万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,156万3,000円といたすものであります。

内容は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策の裏付けとなる国の補正予算が、12月20日に可決・成立したことに伴う新型コロナウイルス感染症対策に係る補正であります。

歳出から申し上げます。第3款民生費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業費6,210万円の追加であります。

第10款教育費につきましては、西川小学校及び西川中学校の感染防止対策資機材購入費89万円の追加であります。なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算につきましては、第6波が押し寄せている中で、今後更に町内の動向などを踏まえながら編成いたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

歳入につきましては、第10款地方交付税44万5,000円、第14款国庫支出金6,254万5,000円をそれぞれ使いするものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

## ◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

承認第 1 号 令和 3 年度西川町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認について、  
を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 承認第 1 号、令和 3 年度西川町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の  
承認につきまして、補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定されたコロナ克服新時  
代開拓のための経済対策に盛り込まれた、18 歳以下の子どもに対する 10 万円相当の給  
付、いわゆる子育て世帯への臨時特別給付について、緊急に対応するため、いたしたも  
のであります。

臨時特別給付については、11 月 26 日の閣議で令和 3 年度当初予算で確保したコロナ  
対策予備費から支出し、中学生以下に現金 5 万円を先行して配り、中学生以下への残り  
5 万円相当の給付、並びに高校生世代への 10 万円相当の給付については、12 月 6 日召  
集の臨時国会に提出する補正予算に盛り込まれることが決定されました。

本町ではこれを受けて、中学生以下に現金 5 万円を先行して配る経費について、12 月  
7 日の令和 3 年第 4 回定例会において、一般会計補正予算（第 5 号）で可決をいただき、  
12 月 27 日からの給付に向けて、準備を始めたところであります。

その後、臨時国会開会中の 12 月 15 日、内閣府令和 3 年経済対策世帯給付金等事業担  
当室から、子育て世帯への臨時特別給付に係る Q & A についての、事務連絡文書が届き、  
10 万円相当の給付については、地域の実情に応じて、先行分の 5 万円の給付と、追加分  
の 5 万円相当のクーポン券の給付、先行分の 5 万円分の給付と追加分の 5 万円の給付の  
組み合わせの他、年内の先行分の 5 万円の給付と合わせて 10 万円の現金給付を一括で  
給付することも、自治体の判断により可能との制度設計が示されました。

本町ではこれを受けて、12 月 27 日から 10 万円の現金給付を一括給付することを決定  
し、12 月 17 日、一般会計補正予算（第 6 号）について、専決処分し、経費予算を措置  
したものであります。

予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,571 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 7,857 万 3,000 円といたしたものであります。

始めに、歳出について申し上げます。予算書の 4 ページの下段、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明の詳細につきましては、ご説明を申し上げます。

第 3 款第 2 項第 2 目、児童措置費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業として、職員時間外勤務手当 20 万円、郵便料 9,000 円、口座振替手数料 6,000 円、中学生以下一人につき 5 万円、430 人分の給付金 2,150 万円、高校生一人につき 10 万円、140 人分の給付金、1,400 万円、給付金合わせて 3,550 万円をそれぞれ追加するもので、全額特定財源である子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を充てたものであります。

次に歳入について、ご説明を申し上げます。同じ 4 ページの上段、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただ今歳出の特定財源でご説明を申し上げましたとおり、第 14 款国庫支出金 3,571 万 5,000 円を追加したものであります。

なお、現在までの給付状況については高校生以下 542 人のうち、高校生の一部を除く 475 人の世帯への給付を終了しており、残る高校生 67 人の世帯への給付については、保護者からの申請が必要なため、2 月中旬を予定しているところであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、佐藤仁議員。

○佐藤（仁）議員 私確認、2 つほどさせていただきたいのですが、12 月の定例のとき、あと 12 月 17 日の説明で、私聞き逃したのかどうか分かりませんが、対象の年齢なのですが、18 歳以下または高校生とあるのですが、18 歳を事情があつて超えた高校生もいるわけです。そういう人の対象はどうなるのか、あくまでも年齢なのかです。

あと 0 歳からってことで、確か基準日は令和 4 年度の 3 月 31 日ということに内閣府ではなっていて、それで間違いはないのかどうか。4 月 1 日ではなくて 3 月 31 日なのか。その基準日です。

あともう1つなのですが、例えば児童手当を貰っている方に対しては、中学生以下でしょうけども、これの基準日というのはいつを基にしてやっているのか。何か説明あったと思ったのですが私聞き逃したのか。8月いっぱいデータなのか、9月いっぱいデータなのか、それをもって支給しているのか。もう支給終わっているでしょうけども、ちょっと確認のためお願いします。

○古澤議長 答弁は、土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 ただ今ご質問いただきました2点についてであります。対象年齢につきましては児童手当支給対象の方というふうなことで、9月30日分の支給対象となる児童がまず基本となっております。

年齢につきましては、議員おっしゃられるとおり18歳以下という年齢での対象となっているところであります。

あとこれから、10月1日から3月31日まで出生の方も対象になるということで、4月1日ではなくて3月31日までとなっております。現在対象者として、当方で把握をしている方は3名の予定となっているところでありますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○佐藤（仁）議員 分かりました。それで、1つ、ネットあたりでもちょっと話題になっていきますけども、9月末の時点でのデータを基にプッシュ型で支給をやる。で、案内等も差し上げているのでしょうか。基本的には世帯で年収の多い方、どちらかと言うとお父さんの名前のほうに支給をするということなのでしょうけども、例えば9月以降、12月の支払いまでに、例えば事情があって親御さんたちが離婚したといった場合に、どちらが子どもを引き取るかにもよるのでしょうか。そういうふうなもので、例えばお母さんのほうが子どもさんを引き取った、但し児童手当を支給しているのはお父さんだというようなことになった場合に、それで貰える人が貰え、子どもさんを育てている人が貰えなくて、実際に同居していない人が貰えるというような現象がおこるのではないか。そのためにどうすればいいのかという投げかけが話題になっているところもあります。そこら辺の問題は、今のところあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 受給対象者の把握についてでありますけども、本町ではそういった事案というものがなくて、1件だけ、申請で事実関係を確認した上で給付をする必要がある方

がいらっしゃるという状況ですが、特に大きな問題とはなっておりませんので、よろしく  
お願いいたします。

○古澤議長 他、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第1号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第1号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。佐藤総務課長。

[佐藤俊彦総務課長 登壇]

○佐藤総務課長 議第1号、令和3年度西川町一般会計補正予算（第7号）につきまして、  
補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,299万円を追加し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ59億4,156万3,000円といたすものであります。

補正の内容は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための  
経済対策の裏付けとなる国の補正予算が12月20日に可決・成立したことに伴う新型コ  
ロナウイルス感染症対策に係る経費であります。

始めに、歳出についてご説明を申し上げます。予算書の5ページ、3、歳出をご覧下  
さい。主に補正内容の詳細の説明につきまして、ご説明を申し上げます。

第3款第1項第1目、社会福祉総務費につきましては、住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金事業費であります。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長  
期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよ  
う、住民税非課税世帯並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、  
世帯全員が非課税基準同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯あたり10万  
円の現金を給付するものであります。

給付に際しては、住民税非課税世帯にあつては該当者からの申請を不要とする、いわ

ゆるプッシュ型で給付するものであります。

補正は、会計年度任用職員報酬 40 万円、職員時間外勤務手当 20 万円、会計年度任用職員の社会保険料 6 万円、同じく通勤手当としての費用弁償 1 万円、事務用消耗品費 15 万円、車両用燃料費 3 万円、郵便料 17 万円、口座振替手数料 4 万円、電算処理業務委託料及び給付料システム改修委託料 104 万円、住民税非課税世帯 550 世帯、家計急変世帯 50 世帯、合せて 600 世帯分の給付金 6,000 万円をそれぞれ追加するもので、全額、特定財源である子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金を充てる物であります。

なお、2 月下旬の給付開始を予定しているものでございます。

6 ページをお開きいただきまして、第 10 款第 2 項第 1 目、学校管理費につきましては、ペーパータオル及び消毒液等購入費 1 万 4,000 円、ジェットヒーター及びパーティション購入費 42 万 6,000 円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金 22 万円を追加するものであります。

第 3 項第 1 目学校管理費につきましては、ペーパータオル及び消毒液等購入費 1 万 4,000 円、テーブル購入費 43 万 6,000 円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金 22 万 5,000 円を追加するものであります。

次に歳入について、申し上げます。4 ページ、2、歳入をご覧ください。歳入につきましては、ただ今歳出の特定財源でご説明を申し上げたとおり第 14 款国庫支出金 6,254 万 5,000 円を追加し、不足する財源については第 10 款地方交付税 44 万 5,000 円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 1 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、令和4年西川町議会第1回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午前 9時53分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員